

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

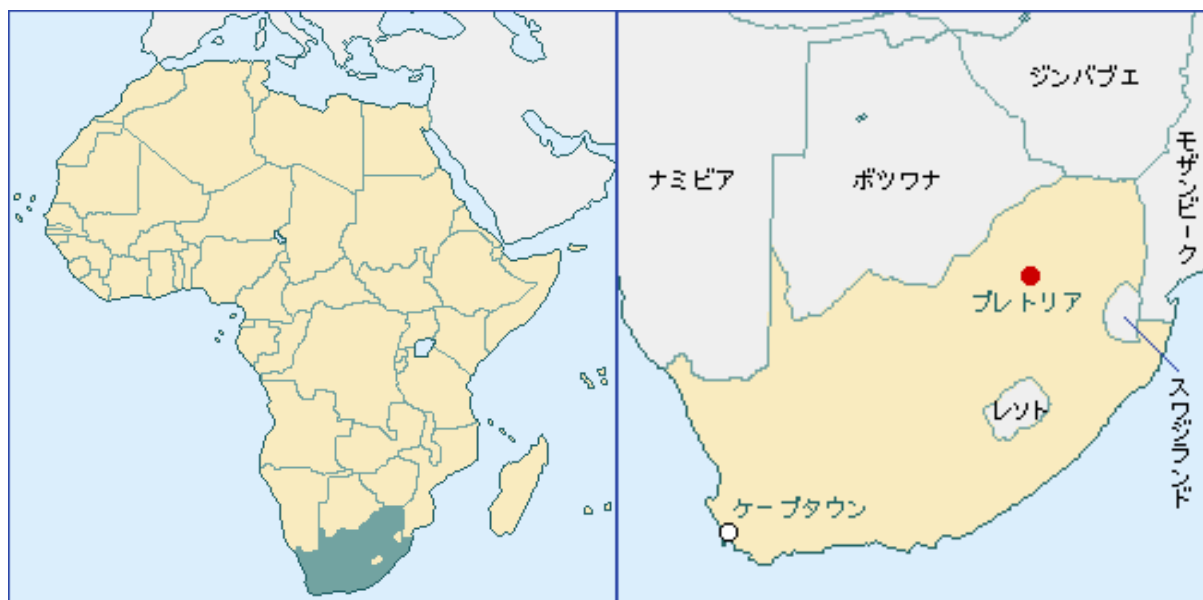
(1) 南アフリカ共和国 (Republic of South Africa (ZA)) ²⁴



人口：5119.7 万人²⁵

GDP：38 兆 4315 億円²⁶

公用語：英語、アフリカンス語、バンツール諸語（ズールー語、ソト語ほか）の合計 11 が公用語²⁷



知財庁上部組織	Department of Trade and Industry (DIT)					
知財庁	Companies and Intellectual Property Commission (CIPC)					
知財庁 Web サイト	http://www.cipc.co.za/ & http://www.zaip.org/					
知財庁長官	Ms. Astrid Ludin					
知財庁職員 ²⁸ (2012 年)	職員数：134 名（特許 47 名：商標 87 名） 審査官：22 名（特許 6 名（方式のみ）、意匠 1 名（方式のみ）、商標 15 名） 事務官：127 名（特許 40 名、商標 87 名）					
知財庁予算 (2009 年)	4390 万ランド（約 43.9 億円 1 ランド=10 円） （内訳：商標部 1940 万ランド、特許・意匠部 2450 万ランド）					
現地知財庁への 出願数 ²⁹	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許 (内 PCT)	7,941 (7,597)	6,735 (6,497)	6,383 (6,470)	7,245 (6,968)	7,444 (7,039)
	意匠	2,115	2,013	データなし	2,044	2,361
	商標	29,907	26,621	30,549	33,484	34,604

²⁴ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

²⁵ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx>(2013/8/28)

²⁶ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

²⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用)

²⁸ ヒアリングによる

²⁹ http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/za.html(2014/1/31)

(1-1) 一般経済事情

南アフリカは、アフリカ最大の経済規模を持つ国である。主要産業は、農業・鉱業・鉱業などである。農業は畜業、とうもろこし、柑橘類、その他の果物、小麦、砂糖、羊毛、皮革類である。ワイン作りはケープタウン付近で特に盛んであり、多く輸出もされている。鉱業は金、ダイヤモンド、プラチナ、ウラン、鉄鉱石、石炭、銅、クロム、マンガン、石綿など豊富な鉱物資源を誇り、特に金は世界の産出量の半分を占める。ただし石油の産出はほとんど無い。工業は食品、製鉄、化学、繊維、自動車等が存在し、特に自動車産業は、ダイムラー、BMW、フォルクスワーゲンや日産自動車なども輸出拠点として同国に工場を置いている。

近年電力需要が急増したにもかかわらず発電所の建設が10年以上行われなかったため、2007年ごろから電力不足が問題となっている。南アフリカ電力公社は近隣諸国からの送電や発電所の増設を計画しているが、電力不足は2015年ごろまでは解消されない見込みである。

(1-2) 政府及び団体の知財についての取組み及び知財に対する姿勢

a) 国の知財戦略

南アフリカは、特許の実体審査を計画している。理由は、強い特許権を確立して製薬メーカーのビジネス環境を改善して、南アフリカ特有の病気の治療薬を製薬メーカーから安価に提供させて、公衆衛生アクセスを改善するためである。その一環として南アフリカのジェネリック医薬品メーカーの育成も考慮している³⁰。

ただしヒアリングによると他国に特許の審査を委託することは考えていない。理由は国家の主権を他国に委ねることになるためと政府が考えているためである。南アフリカ知財庁以外の他庁からの特許出願の実体審査を代行する申し出があったようであるが、実現には至っていない。また特許の実体審査を行う審査官の人材育成の問題点として、南アフリカに実体審査の経験者が少ないのでトレーニングが難しい、理工系人材が極端に不足しているため実体審査を行う理工系人材を多数採用することが困難などの意見が聞かれた。

b) 知財政策等決定プロセス

ヒアリングを行ったが、機密扱いのため情報が得られなかった。

c) イノベーション政策における知財の位置づけ³¹

IPポリシーには、貿易、公衆衛生、伝統的知識、技術革新や開発などの関連するすべての国の政策と融合されている必要があると記載されている。

d) 国際会議等における知財に関する発言

ヒアリングによれば、数年前、南アフリカ知財庁長官が、ヨーロッパ特許庁（EPO）な

³⁰ Draft National Policy on Intellectual Property 2013 p.8

³¹ Draft National Policy on Intellectual Property 2013 p.42

ど、多数の知財関係者を招待して、南アフリカ知的財産庁で特許の実体審査を行うための支援をヨーロッパ特許庁（EPO）に要請した。

また南アフリカ共和国駐日大使のMohau PHEKO氏のコメント³²を一部以下に記載する。

「わが国は以上のイノベーション分野を決定する上で日本から重要な教訓を得た。（略）日本はイノベーション・システム強化の上で、次の3分野に重点をおくことを学んだのである。

1. 安定的な基礎研究予算拡大
2. 産学提携の強化
3. 特にリスクの高い先端分野における知的財産権保護の強化

日本に見習い、わが国の基礎研究予算は過去10年間で大幅に引き上げられた。もはや南アの大学は産業や地域社会から隔離された象牙の塔ではない。最近、大学の知的財産権を保護・促進を目的とした機関が設立された。産学提携については日本から学ぶことは多い。これまで南アの大学と政府は、スピンオフ企業や技術移転契約、特許の推進の分野で遅れをとってきた。わが国は自国の科学者に自信を持っているが、生み出される知的財産の推進と商業化では遅れをとっている。多くの途上国同様、南アは重要な技能の拡充と、技能をめぐる競争への取り組みに直面している。」

（1-3）知的財産権関連制度（知財庁）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

(i)概要

南アフリカは、アフリカ諸国の中では特許・意匠・商標の出願数が一番多い。ヒアリングによれば、数は少ないながらも特許権・意匠権についての裁判が行われている。ただし、特許権・意匠権とも自国で実体審査を行っていないことや、裁判時に他国の審査結果をあまり参考にしていないことから、判決の予見性について疑問があるようである。

ヒアリングによると、南アフリカ知的財産庁や現地法律事務所による書類の紛失や手続きの停滞などのトラブル事例についての情報はなく、先進国に比べて手続きに要する時間が長いものの、南アフリカ知的財産庁や現地法律事務所は、先進国に近い事務処理能力がある。

(ii)特許

南アフリカ知的財産庁への出願は、出願書類を南アフリカ知的財産庁の前にある箱に投函する必要がある。南アフリカ知的財産庁では特許は方式審査のみ行い、実体審査を行っていない。

(iii)商標

ヒアリングによれば、2013年10月から商標のオンライン出願がスタートしたが、2013年12月現在はトラブルのため稼働していない。また南アフリカ知的財産庁では商標につ

³² http://www.rieti.go.jp/jp/special/p_a_w/025.html (2014/2/16)

いては、方式審査・実体審査を行っている。

(iv)IT 整備

知財庁のWebサイトは、<http://www.cipc.co.za/>と <http://www.zaip.org/>である。後者のWebサイトで、データベースの検索等が可能である。検索が可能なデータは、過去の登録特許である。

ヒアリングによると、南アフリカ知的財産庁は IT 整備のための機材や人材が不足している。ただし商標の事務処理は、特許・意匠の事務処理と比べて比較的 IT 整備が進んでいるという意見があった。現地大手法律事務所の Adams&Adams が南アフリカ知的財産庁に対して IT 整備の支援を行っている。

(1-4) 知的財産権関連制度（特許）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 出願

(i)完全明細書・仮明細書

<法律・規則・制度>

完全明細書と仮明細書については、特許法第 32 条に規定されている。

第 32 条 明細書の内容

- (1) 各明細書において、これが仮明細書であるか又は完全明細書であることを示し、かつ、当該発明の内容を明瞭に示す名称を最初に記載するものとする。
- (2) 仮明細書は、発明を適切に説明するものでなければならない。
- (3) 完全明細書は、次のようなものでなければならない。
 - (a) 所定の要約を伴うこと
 - (b) 当該発明に係る技術に熟練した者が当該発明を実施できるよう、発明及び発明を実施する方法を十分に説明し、確認し、かつ、必要な場合は図示し又は例示すること、及び
 - (c) [(c)は、2002 年の法改正により削除された。]
 - (d) 保護請求の対象である発明を明示するクレームを最後に記載すること
- (4) 完全明細書のクレームは、単一の発明に係るものでなければならず、明確でなければならず、また明細書で開示される事項に適切に基づくものでなければならない。
- (5) 図面及び図解がある場合は、それらは、定められたとおりのものでなければならない。
- (6) 完全明細書において、微生物学的方法又はその製品を発明としてクレームし、かつ、出願日に公衆の手に入らず、明細書の説明に基づいては培養し又は取得することができない微生物を使用することが発明の実施のために必要である場合は、当該微生物は、所定の方法により取り扱われるものとする。

(ii)特許明細書の補正・訂正

<法律・規則・制度>

特許明細書の補正・訂正の手続きについては、特許法第 51 条に規定されている。

第 51 条 明細書の補正

(1)特許出願人又は特許権者は、いつでも、所定の方法により、関係仮明細書又は関係完全明細書の補正を登録官に申請することができ、かつ、かかる申請を行うに際しては、補正提案の内容を記載し、その詳細な理由を提示するものとする。

(2)公衆の閲覧に供されている明細書の補正に係る申請は、第 43 条(3)に基づいて公衆の閲覧に供される出願の場合を除いて、所定の方法により公告されるものとする。

(3)(a)何人も、所定の期間内に所定の方法により、当該補正申請に異議を申し立てることができる。

(b)当該補正申請に対する異議申立は、特任裁判官が所定の方法により処理し、かつ、特任裁判官は、補正を認めるべきか否か及び条件付で認める場合は如何なる条件を付するかについて決定する。

(4)当該明細書の受理が第 42 条に基づく公告がされていなかった場合又は本条(3)(a)に基づく異議申立がない場合は、登録官は、補正を認めるべきか否か及び条件付で認める場合は如何なる条件を付するかについて決定することができる。

(10)特任裁判官は、本条の規定に抵触して行われた明細書の補正(特任裁判官又は裁判所により認められたものを除く。)を、特任裁判官に対して申請があった場合はいつでも無効にすることができる。

また具体的な補正の申請の手続きの詳細は、特許規則 52、53 に規定されている。

規則 52 明細書の補正

(1)仮明細書の補正を求める申請は、様式 P11 により行う。

(2)完全明細書の補正を求める申請は、様式 P12 又は場合に依り様式 P13 により行うものとし、かつ、該当する場合は、補足開示を様式 P14 により行うものとする。補正提案の内容を記載し、その詳細な理由を提示するものとする。

規則 53

登録官は、様式 P13 による申請が法を遵守していると判断した場合は、当該補正を公報に 1 度公告するよう特許権者に指示することができる。そのように公告された申請に対しては、第 III 章に基づいて、公告の日から 2 月以内に異議を申し立てることができる。

ただし補正又は訂正には以下の制限がある。仮明細書 (provisional specification) の場合は、特許法第 51 条(5)に記載のとおりである。

(5)仮明細書の補正は、明らかな誤記の訂正を含む訂正に係るものである場合は認められ、また、新規事項又は補正が求められている明細書において実質的に開示されていない事項を導入することになる場合は認められない。

また完全明細書 (complete specification) の場合は、特許法第 51 条(6)(7)(8)に記載に記載のとおりである。

(6) 第 42 条に基づく明細書の受理の公告の後に公衆の閲覧に供される完全明細書の補正は、そのように公衆の閲覧に供される前であるか後であるかに拘らず、次の場合は、認められない。

(a) 補正が、新規事項又は補正前の明細書において実質的に開示されていない事項を導

入する効果を有する場合、又は

(b) 補正された明細書が、補正前の明細書において開示されている事項に適切に基づいていないクレームを含むことになる場合

(7) 第 42 条に基づいて明細書の受理を公告した後に公衆の閲覧に供される完全明細書の補正は、その補正された明細書が補正前の明細書に含まれていたクレームの範囲内に全体が収まっていないクレームを含むことになる場合は、認められない。

(8) 補正が、(6)(a)による禁止を理由として認められないが、作成された明細書において説明されている事項と相当程度関連する事項を説明するものであって、かつ、当該明細書の受理が第 42 条に基づく公告がされていなかったときは、明細書に添付され、かつ、補正の申請が行われる日を日付とする補足開示により、新規事項を導入することができる。ただし、本法に基づく特許の有効性を判断するに際し、補足開示により導入される新規事項の優先日を考慮に入れなければならない。

特許法 51 条(7)は、公告後の補正の制限について記載しており、特許法 51 条(8)は公告前の補正について記載しており、特許法 51 条(6)(a)で禁止されている新規事項の追加の例外についても記載されている。

公告前の補正を認めるべきか否かは、特許法 51 条(4)に記載されている。

(4) 当該明細書の受理が第 42 条に基づく公告がされていなかった場合又は本条(3)(a)に基づく異議申立がない場合は、登録官は、補正を認めるべきか否か及び条件付で認める場合は如何なる条件を付するかについて決定することができる。

<運用・実態>

ヒアリングによれば、出願人は、補正を申請する際に、補正のための「完全な理由」を述べる必要がある。これらの理由は、包括的であるべきであり、補正案のための根本的な理由や動機を含める必要がある。補正案についての先行技術の詳細も提出する必要がある。

特許付与後の補正で最も重要な制限は、補正された請求の範囲が、補正前の明細書に含まれてかつ請求の範囲に完全に入らなければならないことである。一方で特許付与前では請求の範囲は広げられることがあり、侵害者を告訴して、侵害行為を停止させるために、請求項を広げることが必要になる場合は特に考慮される。

特許付与前は南アフリカ知的財産庁、特許付与後は、異議申立があった場合、裁判所が取り扱う。いずれも新規事項を明細書に導入する補正は認められない。例えば、明細書にゴルフクラブのみを記載していた場合には、ゴルフバックの明細書への追加は認められない。

b) 出願公開・公告

<法律・規則・制度>

規則 46 受理の公告出願人は、登録官により出願の受理を通知されたときは、当該受理から 3 月以内又は様式 P4 による請求に基づき登録官が認める更なる期間内に、当該受理を公報に公告する。

<運用・実態>

公告されている公報 (Patent Journal) が、2014 年 1 月から、知財庁 (CIPC) Webサ

イト (http://www.zaip.org/latest_journal) に掲載されている。

c) 審査

(i) 早期審査制度

<法律・規則・制度>

法律・規則に基づいた早期審査制度はない。

<運用・実態>

しかし、ヒアリングによると、特許権の侵害などの正当な理由があれば、出願の受理と登録を早くするように南アフリカ知的財産庁に要請することができる。国内出願の場合、出願から登録まで 8~12 か月かかるが、上記要請を行うことによって 3~6 か月に短縮することが可能である。

d) 異議・無効

(i) 異議 (Opposition)

<法律・規則・制度>

異議申立制度はない。

(ii) 取消 (Revocation)

<法律・規則・制度>

第 61 条 特許の取消に係る申請の理由

(1) 何人も、所定の方法により、次の何れかの理由によってのみ、いつでも、特許の取消を申請することができる。

(以下略)

(2) 取消の申請は、特許権者に送達され、登録官に所定の方法で提出され、その後に所定の方法で処理されるものとする。

(3) 特任裁判官は、特許を取り消すべきか又は特許を支持すべきか、また、支持する場合であって明細書若しくは明細書のクレームに補正が必要なときは如何なる補正を施すべきかを決定する。

(以下略)

<運用・実態>

ヒアリングによれば、ハウテン高等裁判所 (the North Gauteng High Court) の特許関係を取り扱う裁判の裁判官を特任裁判官 (The commissioner) と呼ぶ。

e) その他

(i) 使用義務・強制実施権

<法律・規則・制度>

特許法第 56 条に強制実施権についての規定がある。

<運用・実態>

ヒアリングによると、現在までに南アフリカで強制実施権が付与されたケースはないが、限られた状況において下記の特許法第 56 条 (2) に記載されている特許権の濫用 (abuse of

rights)として強制実施権が付与される可能性はある。

第 56 条 特許権の濫用の場合の強制ライセンス

(2)特許に係わる権利は、次の場合は、濫用されているとみなす。

(a) 特許発明が、特許の出願日から 4 年又は特許が捺印された日から 3 年の何れか遅く満了する期間の満了後に共和国において商業的規模で又は適切な程度に実施されておらず、かつ、特任裁判官がかかる不実施について十分な根拠がないと考える場合

(b) [(b)は、法律 38/1997 第 45 条(b)により削除された。]

(c) 共和国における特許物品に対する需要が適切な程度にかつ相応の条件で満たされていない場合

(d) 相応の条件でのライセンスの付与を特許権者が拒絶していることにより、共和国の商業、工業若しくは農業、共和国において商業を営む何れかの者若しくは何れかの種類の者の商業、又は共和国における新規の商業若しくは工業の確立が害されており、かつ、ライセンスが付与されることが公共の利益である場合、又は

(e) 共和国における特許物品に対する需要が輸入により満たされており、かつ、特許権者、その実施権者又は代理人により特許物品に課される価格が、特許権者若しくはその前権利者若しくは権利承継人により又はこれらからのライセンスに基づいて特許物品が製造されている国において課されている価格に比して過大である場合

(1-5) 知的財産権関連制度（意匠）運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)部分意匠・関連意匠

<法律・規則・制度>

法律・規則・制度に規定はない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、部分意匠、関連意匠が登録できるかどうかについては議論が分かれている点である。

(ii)多意匠一出願制度

<法律・規則・制度>

第 32 条 複数の意匠を包含する登録

意匠登録は、1 意匠にのみ付与されるが、複数の意匠を包含するとの理由では、何人も、如何なる手続においても、登録の取消を申請することができない。

<運用・実態>

ただし、ヒアリングによると複数の意匠を含む出願でも登録は可能であるとの意見もあった。

(iii) 保護される意匠の定義

<法律・規則・制度>

法律・規則・制度には規定がない。

<運用・実態>

ヒアリングを行い、以下に各対象について記載した。保護される／されないについては、議論が分かれている点である。

- ・有体物（不動産を含む）・・・保護される
- ・有体物（不動産を含まない）・・・保護される
- ・極小意匠（肉眼で視認できないもの）・・・保護される
- ・建築物・・・保護されない/保護される
- ・動的意匠・・・保護される
- ・光（花火、イルミネーション等）・・・保護される
- ・店舗等の室内ディスプレイやレイアウト・・・保護される
- ・包装ラッピング・・・保護されない/保護される
- ・画像（表示される物品を特定して）・・・保護されない/保護される
- ・画像のみ（表示される物品を特定しない）・・・保護されない
- ・テキスタイル（布として）・・・保護されない/保護される
- ・テキスタイルのみ（物品を特定しない）・・・保護されない
- ・三次元（3D）画像・・・保護されない/保護される
- ・ホログラム・・・保護される
- ・グラフィックシンボル・・・保護されない/保護される
- ・アイコン・・・保護されない/保護される
- ・設計図・・・保護される

(iv)分類

<法律・規則・制度>

ロカルノ協定には加盟していない。

<運用・実態>

ヒアリングによるとロカルノ分類を採用しており、また出願人が分類を付与する。

b) 出願

(i)国際出願³³

<法律・規則・制度>

ハーグ協定に加盟していない。

<運用・実態>

ハーグ協定経由の出願は不可能である。

(ii)美的意匠(PartA)から機能的意匠(PartF)への変更

<法律・規則・制度>

³³ [http://www.adamsadams.com/index.php/africa/africaniplaw/south_africa/\(2014/2/8\)](http://www.adamsadams.com/index.php/africa/africaniplaw/south_africa/(2014/2/8))

意匠法・意匠規則には規定がない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、登録前は変更が可能であるが、登録後は不可能である。

c) 出願公開・公告

<法律・規則・制度>

規則 31 登録の公告

(1) 意匠登録の通知が登録官から出願人に発出されたときは、出願人は、当該登録通知の発出から 3 月以内又は様式 D4 による請求に基づいて登録官が認めるこれより長い期間内に、様式 D8 に記載される公表事項を公報において公表することにより、当該登録通知を公告しなければならない。

(2) (1)にいうように公告が行われたときは、登録官は、登録証を出願人に発行する。

<運用・実態>

公告された意匠出願は、公報 (Patent Journal) に記載される。公報 (Patent Journal) が、2014 年 1 月から、知財庁 (CIPC) Web サイト (http://www.zaip.org/latest_journal) に掲載されている。

d) 審査

<法律・規則・制度>

第 15 条 意匠の登録

(1) 登録官は、意匠登録出願を所定の方法で審査し、それが本法の要件に合致している場合において、それが美的意匠であるときは登録簿の A 部に登録し、また、それが機能的意匠であるときは、登録簿の F 部に登録する。

(以下略)

規則 26

(1) 登録官は、意匠登録出願を審査して、提出された書類が判読可能かつ複製可能であり、所定の方式要件を遵守していること及び意匠が分類されていることを確認すると共に、意匠の登録について拒絶理由がないと考えるときは、(2)に従うことを条件として、これを登録する。

<運用・実態>

ヒアリングによると、実体審査は行っておらず、審査は、意匠法規則 26 といくつかの方式要件についてのみ行われる。

f) 異議(Opposition)・無効(Invalidation/Revocation)

<運用・実態>

ヒアリングによると、異議(Opposition)に相当する制度はない。

g) その他

(i) 美的意匠権を活用した自動車部品のデザインの保護について

<美的意匠権の裁判についての判決>

ヒアリングによると、2013年9月に、BMW vs Grandmark 最高裁判決が下された。判決では「自動車のスペアパーツのデザインは、デザインが消費者の商品の選択の決め手にならない限り、美的意匠としては認められない。」という考えを示した。BMW vs Grandmark 最高裁 (Supreme Court of Appeal) 判決について以下説明する。

・裁判の背景

BMW (原告) は、自社の車のボンネット、グリル、ヘッドライト、フロントフェンダーのデザインを美的意匠として登録している。Grandmark(被告)は台湾で製造した自動車部品を輸入しており、そのうち上記4部品は、BMWの登録している意匠のデザインを正確に再現している。BMWは、高裁 (the North Gauteng High Court) に Grandmark社に対して侵害差し止め命令を出すように、また登録した意匠が有効な期間のロイヤリティの支払いを求めた。高裁は訴えを退けたため、最高裁に上告した。(判決[1]-[3])

・判決の概要

最高裁は、BMWの四つの登録意匠は美的意匠としては認められないと判断した。(判決[6]) なお南アフリカの意匠には、美的意匠と機能的意匠があり、定義は以下の通り。

「美的意匠」とは、物品に応用する意匠であって、物品の模様、形状、輪郭若しくは装飾の何れかに係るものであるか又はこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、また、如何なる方法によって応用されているかを問わず、その美的特質に拘りなく、視覚に訴え、かつ、視覚でのみ評価される特徴を有するものをいう。

「機能的意匠」とは、物品に応用される意匠であって、その模様、形状若しくは輪郭の何れかに係るものであるか又はこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、かつ、如何なる方法によって応用されているかを問わず、当該意匠が応用される物品が果たす機能によって必要とされる特徴を有するものであり、集積回路の回路配置、マスクワーク及び連続マスクワークを含む。

ここで過去の判決から判断すると、消費者の視覚に訴えることによって商品を選択する決め手となるデザインが美的意匠である(判決[11])。ところがBMWの登録された美的意匠のデザインは、消費者が視覚で商品を選択する決め手にはならない(判決[13])。なぜならBMWのスペアパーツは、ほとんどのユーザーがデザインよりむしろBMWの車に適しているかどうかで選択する(判決[14])。以上の事項から、登録された意匠のデザインは、純粋に機能的であって、美的意匠として登録できる資格がなかった(判決[16])。

<判決の影響と今後の自動車部品のデザインの保護について>

ヒアリングによれば、今後自動車部品のデザインの保護の方法として、自動車部品のデザインを可能な限り盛り込んだ自動車全体のデザインを美的意匠として出願することが望ましい。ただし、意匠には実体審査がないため、権利の安定性に問題を抱えており、裁判所に無効にされるリスクが常に存在するという意見が多かった。自動車全体のデザインを保護する美的意匠権を用いて、自動車部品の模倣品を効果的に取り締まる方法としては、模倣品を扱っている自動車修理工場を当局に摘発することが効果的であるという意見が聞かれた。

(1-6) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)分類

<法律・規則・制度>

南アフリカはニース協定（標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定）を締結していない。

<運用・実態>

ヒアリングによればニース分類第 10 版による国際分類を使用している。

(ii)新しい商標（動き、ホログラム、音など）の登録

<法律・規則・制度>

第 2 条 定義

（略）「標章」とは、図により表示することができるすべての標識をいい、図案、名称、署名、語、文字、数字、形状、外形、模様、装飾、色彩、商品の容器又はこれらの組合せを含む。（略）

<運用・実態>

ヒアリングによれば、標章の定義は商標法第 2 条の定義であるにも関わらず、非伝統的な標章が南アフリカで商標登録できる。登録庁が非伝統的標章を商標登録する基準は、ラルフ・シークマン (Ralf Sieckmann) とドイツ特許商標庁 (German Patent Office) との裁判に対する欧州裁判所 (European Court of Justice) の判決(case C273/00)である³⁴。

(iii)登録時の商標の使用の必要性について

<法律・規則・制度>

登録時の使用義務は商標法・商標規則に規定されていない。

<運用・実態>

ヒアリングによれば登録時に商標の使用を示す必要はない。ただし、出願人は出願時に商標の将来の使用の意思を示す必要がある。

(iv)周知・著名商標の保護について

<法律・規則・制度>

商標法第 10 条(6)によって保護される。ただし以下の商標法第 36 条(2)の規定による例外が存在する。また登録できない商標として商標法第 10 条(17)の規定が存在する。

第 36 条 既得権の除外

(2) 本法の如何なる規定も、周知商標としてパリ条約に基づく保護を受けることができる商標の所有者が、ある者又はその前権利者が 1991 年 8 月 31 日又は当該所有者の商

³⁴ 「新しいタイプの商標に関する海外登録例・主要判決例」特許庁、p.30、http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/t_mark_sinsakijunwg_01/sankou2.pdf (2014/2/7)

標が共和国においてパリ条約に基づく保護を受けられるようになった日の何れか早い方から継続して善意で使用してきた商品又はサービスについて当該周知商標の複製、模倣又は翻訳を構成し又は基本的部分とする商標の当該人による使用について干渉又は抑制することを認めるものではなく、また、(そのような使用が証明されるときは)第 14 条の規定に基づきこれらの商品又はサービスについて当該人の商標が登録されることに対して登録商標の所有者が異議を申し立てることを認めるものではない。

第 10 条 登録できない商標

(17) 登録を求めている標章の使用が登録商標の顕著な特徴又は評判を不当に利用し又は害する虞がある場合、欺瞞又は混同がないとしても、既に登録されかつ共和国において周知の商標と同一の又は類似の標章。ただし、当該登録商標の所有者が当該標章の登録に同意する場合はこの限りでない。

ただし、標章は、(2)の規定に基づいて登録を拒絶してはならず、また、登録されている場合、登録出願の日又は場合に応じて登録抹消請求の日に当該標章の使用の結果として第 9 条の意味において実際に識別できるようになったときは、当該規定に基づいて登録簿から抹消されることはない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、南アフリカ共和国での著名商標とは、商標の権利者がパリ条約加盟国の国籍を持っている、もしくは居住している、又はパリ条約加盟国においてビジネスを行っているといういずれかの条件の元で、商標が南アフリカ共和国で、著名であることが条件である。例えば、南アフリカの一般国民に当該商標やその商品が良く知られていることもひとつの証拠になる³⁵。

b) 出願公開・公告

<法律・規則・制度>

第 17 条 受理された出願の公告

商標の登録出願が受理された場合は、出願人は、受理の後できる限り速やかに、受理された出願を所定の方法により公告させなければならない。

規則 18 出願の公告

(1) すべての商標登録出願は、登録官が要求する様式及び用語で、出願人により特許公報に 1 度公告されるものとする。

<運用・実態>

ヒアリングによると、公告された商標出願は、公報 (Patent Journal) に記載される。公報 (Patent Journal) が、2014 年 1 月から、南アフリカ知的財産庁 (CIPC) Web サイト (http://www.zaip.org/latest_journal) に掲載されている。

c) 審査

³⁵ Practitioner's Guide to Intellectual Property Law by Adams&Adams p.174

(i)実体審査

<法律・規則・制度>

第 16 条 登録出願

(1) 商標の登録出願は、所定の方法により登録官に対して行う。

(2) 登録官は、本法の規定に従うことを条件として、次を行う。

(a) 出願を受理すること

(b) 自己が適切と認める補正、変更、条件又は制限に従うことを条件として、出願を受理すること

(c) 暫定的に出願を拒絶すること、又は

(d) 出願を拒絶すること

(3) 登録官は、登録出願人に対し、出願日から適正な期間内に、(2)に基づく自己の決定を書面により通知する。

(4) 登録官は、(2)(b)に基づく受理又は(2)(d)に基づく拒絶の場合、所定の方法による出願人の申請に基づき、自己の決定に係る理由を書面により陳述するものとする。

<運用・実態>

ヒアリングによると、実体審査は登録前 (Pre-granted) に相対的理由と絶対的理由について審査を行う。審査基準はWebサイトで公開されている³⁶。商標が拒絶された場合は、商標法第 16 条(4)に基づき、出願人は書面にて知財庁に商標が登録されるべき理由を述べる機会がある。もしさらに拒絶された場合は、非公式の知財庁によるヒアリングを申し出ることができる。

(ii)早期審査制度

<法律・規則・制度>

早期審査制度に相当する規定はない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、早期審査制度はない。

e) 存続期間

<法律・規則・制度>

第 37 条 登録の存続期間及び更新

(1) 商標の登録は、10 年間存続し、本条の規定に基づいて適宜更新することができる。

(2) 登録官は、登録商標の登録所有者が所定の方法により所定の期間内に行った申請に基づき、最初の登録又は場合に応じて登録の最終更新の満了日から 10 年間商標の登録を更新する。

(以下略)

³⁶ http://www.cipc.co.za/TradeMarks_ExamGuidelines.aspx(ただし、ヒアリングによると 2014 年 2 月 20 日現在は、アップグレードのためアクセスできない。代わりは、<http://www.cipc.co.za/TradeMarks.aspx> と http://www.cipc.co.za/TradeMarks_files/examination_explanatory_notes_jun_2011.pdf)

<運用・実態>

10年ごとに更新する。ヒアリングによると、更新には所定の費用を払うだけでよい。

f) 異議(opposition)・取消(cancellation)・抹消(removal)

(i)異議 (Opposition)

<法律・規則・制度>

第 21 条 登録に対する異議申立

何れの利害関係人も、第 17 条に基づく出願の公告日から 3 月以内に又は登録官が認めることがあるこれより長い期間内に、所定の方法により当該出願に異議を申し立てることができる。

<運用・実態>

ヒアリングによると、商標法第 21 条にもとづく異議申立手続時に、異議の妥当性をサポートする証拠を同時に提出する必要がある。なお登録官の決定に不服がある場合は、同第 53 条に基づき、南アフリカ最高裁判所トランスバル地方支部に上訴することができる。なお南アフリカ最高裁判所トランスバル地方支部とは、プレトリアのハウテン高等裁判所 (the North Gauteng High Court) である。

(1-7) 知的財産権関連制度 (著作権) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

<法律・規則・制度>

ヒアリングによると、南アフリカの著作権法第 1 条及び第 2 条に基づき、応用美術は保護される

<運用・実態>

ヒアリングによると、自動車部品の設計の基礎となる図面は、応用美術として保護の対象となる。ただし、実際に著作権に基づいてエンフォースメントを行った例は、ヒアリング先の知る限りない。

(1-8) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境

a) 裁判所

(i)特別商業犯罪裁判所 (Specialised Commercial Crime Courts)

ヒアリングによれば、エンフォースメント機関として、特別商業犯罪裁判所 (Specialised Commercial Crime Courts) が挙げられる。ただし、プレトリアとヨハネスブルクに存在するのみである。

(ii)ハウテン高等裁判所(the North Gauteng High Court)

ヒアリングによれば、特許についての裁判を取り扱う裁判所は、the North Gauteng High Court of South Africa である。当高裁は、North Gauteng 地域を管轄する高等裁判所であるが、南アフリカの特許についての第 1 審はすべてこの裁判所で行われる。

2012 年の特許についてのすべての裁判件数は、10~12 件程度であった。特許の裁判を取り扱える裁判官は、the North Gauteng High Court of South Africa で 4 人である。最

近特許裁判を扱える裁判官が引退をはじめているため、後継者を育成している。

ヒアリングによれば、特許性については、外国の審査結果を参考にせずに、原告・被告の申し立てを元に裁判官が判断する。ただし、無効訴訟のときに、特許権者に対しての外国の裁判官・審査官の意見・反論を裁判所が取り上げた例はある。

ヒアリングによれば、裁判の原告・被告については、はっきりとした統計はないが、おおむね先進国企業が先進国企業とつながりのあるアフリカの地元企業に権利行使をする例が多いとの意見が聞かれた。特に先進国の製薬会社と先進国企業とつながりのある南アフリカのジェネリック医薬品会社との争いが多い印象をもっているようである。

またヒアリングによると裁判の費用が極めて高いという問題点が指摘された。主な費用は、弁護士と弁理士の人件費である。事業から得られる利益に対して、裁判の費用が高すぎるため、先進国の企業には訴訟を見合わせたケースが散見された。

b) 税関

ヒアリングによれば、エンフォースメント機関として、税関国境管理部隊 (Customs Border Control Unit)、特別捜査部隊 (Special Investigations Unit)、密輸取り締まり部隊 (Anti-smuggling team) が存在する。

ヒアリングによると、税関が取り締まる根拠にする法律は、商標法・著作権法・商品表示法 (Merchandise Marks Act) である。具体的な問題点としては、

- ・ 税関は全体の 5% しか取り締まっておらず、大多数の模倣品が税関を通り抜けている。
- ・ 過去の最高上訴裁判所 (the supreme court of appeal) の判決 (The Gap judgement) で、積み替え商品 (transshipped goods) は、商標侵害に該当せず、模倣品取締法の対象外である判断が示されたため、積み替え商品については法的にも税関が取り締まることができない。

などの意見があった。

c) 警察

ヒアリングによれば、エンフォースメント機関として、商業犯罪対策部隊 (Commercial Crime Unit)、知的犯罪対策部隊 (Crime Intelligence Unit)、国境警察 (Border Police)、都市警察 (Metro Police) が存在する。ただし都市警察は、地方自治体に関連する事項を管轄する。

d) エンフォースメント環境

ヒアリングによると、模倣品を取り締まる根拠となる法律は、商標法・著作権法・模倣品取締法である。具体的な問題点としては、

- ・ 知的財産権に関する犯罪の重大さが一般に認識されていない。
- ・ 裁判手続き中の商品の真偽に関して権利者側の専門家が証言する必要があるため、現地代理店、ライセンサー又は子会社が、宣誓供述書に証言することや必要な口頭証拠を提供することが、権利者にとって大きな負担となる。

などの意見があった。

(1-9) 模倣品の状況、侵害品摘発実績³⁷

南アフリカで模倣品の被害が最も大きいのは衣類および繊維産業並びに音楽・映画／DVD産業である。他は、子供玩具、医薬品や携帯電話、テレビ、時計などの電子機器である。また、一般的商品だけでなく、自動車用オイル、ミシン、個人衛生用品（おむつやカミソリの刃）、自転車、採掘用具などの特殊品も増加している。自動車部品など、安全上重要な物品も南アフリカに輸入され、販売されている³⁸。

税関および警察当局による模倣品の取締は常時厳しく行われており、模倣品の輸入業者および販売業者は当局の押収による在庫不足に直面することがよくある。それにもかかわらず、正規市場、非正規市場で多量の模倣品が販売されている。しかし、真正品の売上高は模倣品を上回っていると推定している。

(1-10) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本

a) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本（特許）

(i) 権利取得手続

・金銭的成本（出典：Adams&Adams）

手続名称	手続詳細	知財庁への支払い費用	事務所へ支払う手数料
出願	Application	USD84	USD1,700
特許維持年金	Annual fees	別表 1,2 記載	USD184
その他費用	Deferral of acceptance	USD30	USD150
	Checking and docketing the Letter Patent		USD141
	Late lodgement of documents		USD300

なお一般的に、アフリカ諸国の知財庁に支払う特許維持年金額は、知財庁の Web サイトに掲載されている情報が古い場合があるため、参考として法律事務所からヒアリングで得た情報も併記した。南アフリカの特許維持年金は、為替レート等の違いにより、知財庁掲載 Web サイト出展の年金額と事務所出展の年金額に多少差があるものの、概ね別表 1,2 に近い額と思われる。

(別表 1) 特許維持年金 (Annual fees) (出典³⁹:南アフリカ知的財産庁 ZAR1/USD0.1)

登録から 3 年目	ZAR130 (USD13)	12 年目	ZAR145 (USD14.5)
4 年目	ZAR130 (USD13)	13 年目	ZAR145 (USD14.5)
5 年目	ZAR130 (USD13)	14 年目	ZAR164 (USD16.4)
6 年目	ZAR85 (USD8.5)	15 年目	ZAR164 (USD16.4)
7 年目	ZAR85 (USD8.5)	16 年目	ZAR181 (USD18.1)

³⁷ http://www.jetro.go.jp/world/africa/za/ip/pdf/report_201303.pdf(2014/1/10)

³⁸ http://www.jetro.go.jp/world/africa/za/ip/pdf/report_201303.pdf(2014/1/10)

³⁹ http://www.zaip.org/sites/default/files/Patent%20Fees_2.pdf(2014/1/10)

8年目	ZAR100 (USD10)	17年目	ZAR181 (USD18.1)
9年目	ZAR100 (USD10)	18年目	ZAR206 (USD20.6)
10年目	ZAR120 (USD12)	19年目	ZAR206 (USD20.6)
11年目	ZAR120 (USD12)		

(別表2) 特許維持年金 (Annual fees) (出典: Adams&Adams)

登録から3年目	USD15	12年目	USD17
4年目	USD15	13年目	USD17
5年目	USD15	14年目	USD19
6年目	USD10	15年目	USD19
7年目	USD10	16年目	USD21
8年目	USD12	17年目	USD21
9年目	USD12	18年目	USD24
10年目	USD14	19年目	USD24
11年目	USD14		

- ・時間的コスト

ヒアリングによると、特許出願から登録まで8~12か月かかる。

(ii) 訴訟手続

- ・金銭的コスト

ヒアリングによると、案件の複雑さによって異なるが、おおむね総費用はUSD500,000~700,000かかる。

(特許侵害訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、弁護士費用はおおよそUSD100,000~700,000である。

(特許差止訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、弁護士費用はおおよそUSD100,000~300,000である。

(特許無効訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、おおよそ1年から2年掛かり、弁護士費用はおおよそUSD5,000~10,000かかる。南アフリカ知的財産庁へ支払う費用はZAR260(約2600円、ZAR1=10円)である。

- ・時間的コスト

ヒアリングによると、案件の複雑さによって異なるが、第1審の裁判所の手続きに12~18ヶ月かかり、上訴に約8~12ヶ月かかる。

(特許侵害訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、おおよそ1年から

3年掛かる。

(特許差止訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、おおよそ1年掛かる。

(特許無効訴訟)

ヒアリング先の経験によると、訴訟の案件にもよるが、第1審には、おおよそ1年から2年掛かる。

b) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本 (意匠)

ヒアリングによると、南アフリカ知財庁に支払う出願費用は、ZAR240 (USD24、ZAR1/USD0.1) である。維持年金は以下のとおりである。

3年目の更新日まで	ZAR120	9年目の更新日まで	ZAR90
4年目の更新日まで	ZAR120	10年目の更新日まで	ZAR110
5年目の更新日まで	ZAR120	11年目の更新日まで	ZAR110
6年目の更新日まで	ZAR77	12年目の更新日まで	ZAR110
7年目の更新日まで	ZAR77	13年目の更新日まで	ZAR132
8年目の更新日まで	ZAR90	14年目の更新日まで	ZAR132

c) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本 (商標)

・金銭的成本

(出典：Adams&Adams)

手続き名称	手続き詳細	知財庁と事務所へ支払う総費用
出願	The 1st – 5th application	USD768
	The 6th application onwards	USD678
登録	Registration fee	USD125
応答(Office action)	Lodging written submissions	USD220
	Informal oral hearing	USD230
補正(Amendment)	Amend one trade mark registration	USD378
	Each additional registration of the same mark	USD171
補正	Amend the goods/services against one registration	USD287
	Each additional registration of the same proprietor	USD97
Objection against a final decision on refusal	Lodging written submissions	USD220
	Informal oral hearing	USD230
不使用取消・無効	Preparing and drafting the	約 USD1,500~5,000

	application, including founding affidavit and supporting affidavits	
	Whole duration of the proceedings	USD35,000
異議	Filing a notice of opposition, founding affidavit and other supporting affidavits	USD5,000~10,000
	Filing a replying affidavit and considering the applicant's answering affidavit	USD4,000~8,000
	Submission of power of attorney	USD10
	Preparation for and attending the opposition hearing (counsel's fees は含まず)	USD3,000~5,000

・時間的コスト

ヒアリングによると、おおむね出願から12~24か月で公告される。

(1-1 1) ライセンス契約/海外送金等における規制

ヒアリングによると、以下の注意点がある。

- 1.南アフリカのライセンシーのライセンスは、製造を伴わない場合には、為替管理の承認を、南アフリカ準備銀行(the South African Reserve Bank)から取得する必要がある。
- 2.ライセンスは、製造を伴わない場合には、承認を貿易産業省(the Department of Trade & Industry)から取得する必要がある。
- 3.両方の承認プロセスの際には、ロイヤリティの額および政策 (policy considerations) について考慮される。

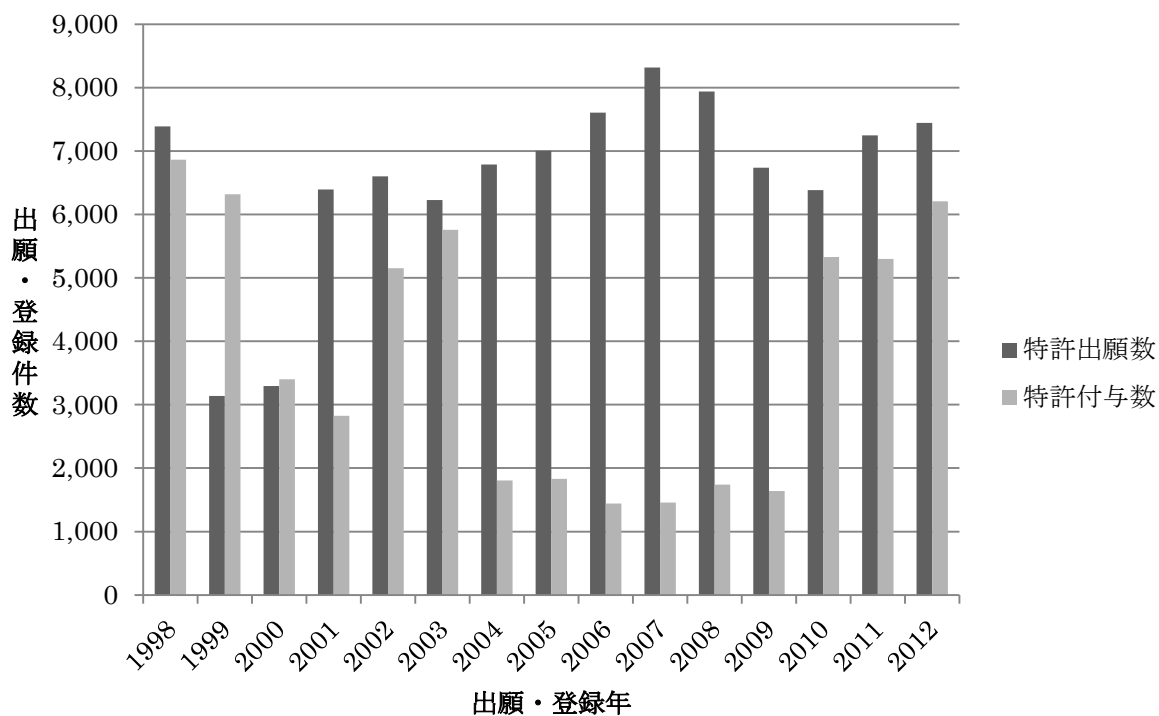
また日本からのライセンス契約に関しては、経済産業大臣の許可が必要になる場合がある⁴⁰。日本からの送金については、日本の外為法の規制に抵触しない限り送金は可能である⁴¹。

⁴⁰ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html> (2014/2/15)

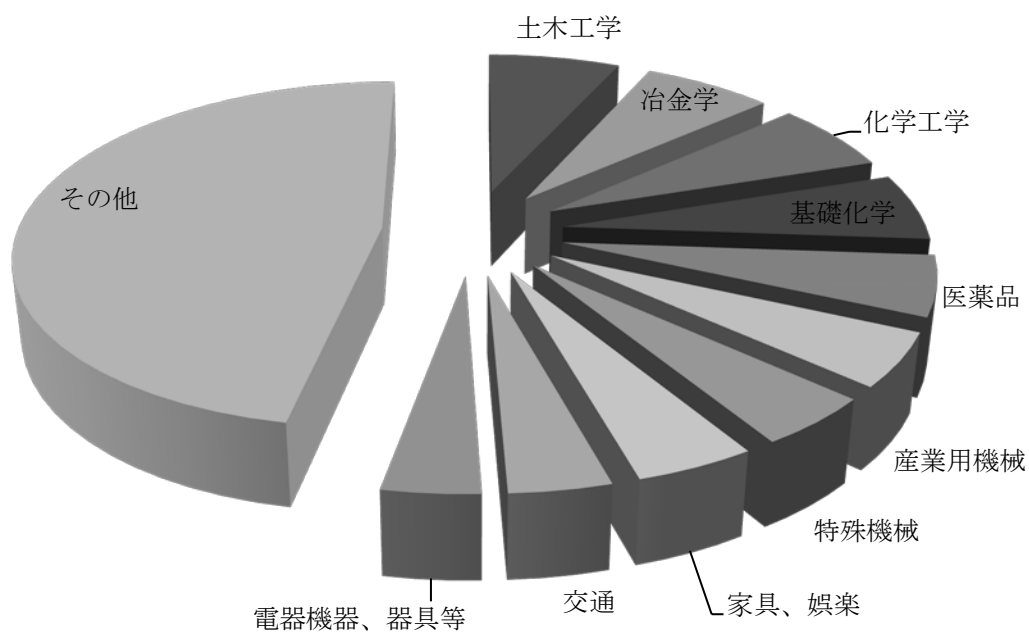
⁴¹ [https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104\(2014/2/15\)](https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104(2014/2/15))

(1-1 2) 出願件数推移 (南アフリカ)

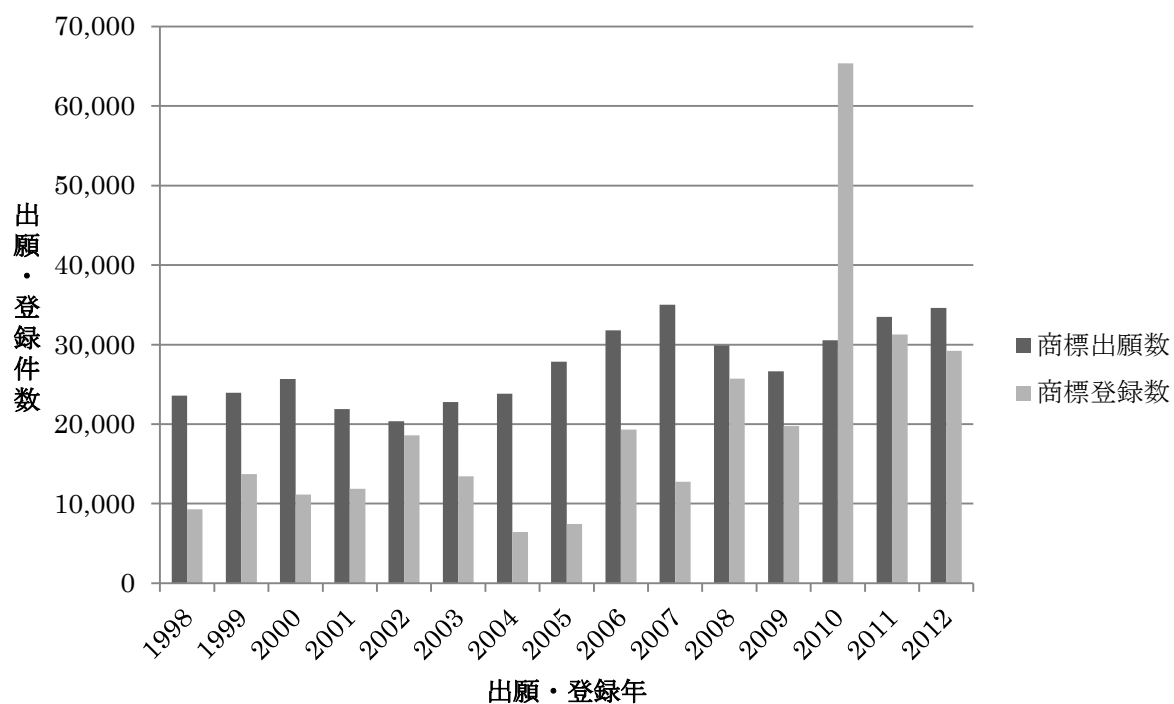
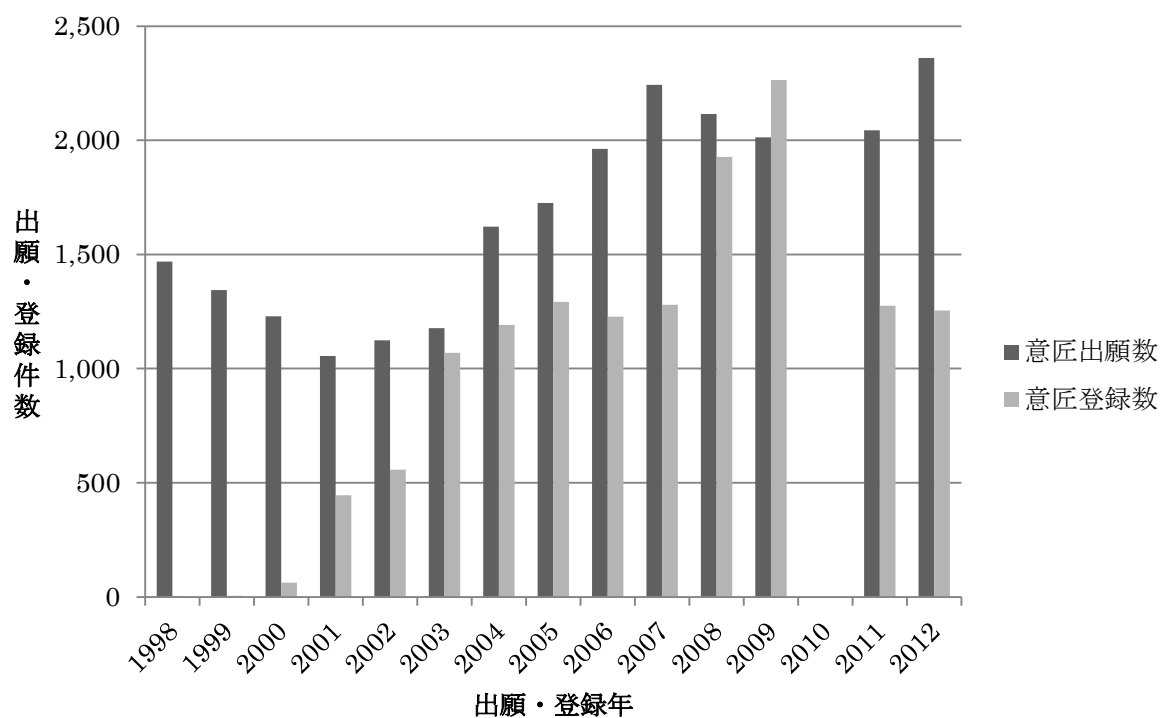
a) 特許統計 (南アフリカ)



特許出願分野内訳(1998-2012)



b) 意匠・商標統計 (南アフリカ)



(1-13) 企業による調査対象国における知財活動 (南アフリカ) 42

＜出願人別特許出願数＞

出願人	名称	業種	国	出願件数
UNILEVER PLC	ユニリーバ	ヘルスケア	英・蘭	2655
NOVARTIS AG	ノバルティス	製薬	スイス	1410
ASTRAZENECA AB	アストラゼネカ	製薬	英国	1321
BASF AKTIENGESELLSCHAFT	BASF	化学	ドイツ	1276
THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	プロクター&ギャンブル	ヘルスケア	米国	1253
MERCK PATENT GMBH	メルク (ドイツ)	化学	ドイツ	683
BAYER AKTIENGESELLSCHAFT	バイエル	化学	ドイツ	679
ELI LILLY AND COMPANY	イーライリリー	製薬	米国	596
SCHERING CORPORATION	シュリング・プラウ (注:メルク (米) が吸収)			591
HOECHST AKTIENGESELLSCHAFT	ヘキスト (注:サノフィ・アベンシス (仏) が吸収)			584
WYETH	ワイス (注:ファイザー(米)が吸収)			560
NOKIA CORPORATION	ノキア	電機	フィンランド	531
COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	コルゲート	ヘルスケア	米国	524
UNIVERSAL ENTERTAINMENT CORPORATION	ユニバーサルエンターテインメント	機械 (パチンコ)	日本	508
GLAXO GROUP LIMITED	グラクソグループ (注:合併してグラクソ・スミスクライン (英))	製薬	英国	494
SOCIETE DES PRODUITS NESTLE S.A.	ネスレ	食品	スイス	472
F. HOFFMANN-LA ROCHE AG	ロシュ	製薬	スイス	386
IMPERIAL CHEMICAL INDUSTRIES PLC	インペリアル・ケミカル (注:アグゾノーベル (蘭) が吸収)			383
WARNER-LAMBERT COMPANY	ワーナー・ランパート (注:ファイザー(米)が吸収)			362
SHELL INTERNATIONALE RESEARCH MAATSCHAPPIJ BV	ロイヤル・ダッチ・シェル	石油	英・蘭	354
SMITHKLINE BEECHAM CORPORATION	スミスクライン・ビーチャム (合併してグラクソ・スミスクライン (英))	製薬	英国	352

⁴² [http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf\(2013/10/10\)](http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf(2013/10/10)) (南アフリカのデータの掲載範囲は 1999/12-2008/02)

MICROSOFT CORPORATION	マイクロソフト	ソフトウェア	米国	349
PFIZER INC	ファイザー	製薬	米国	341
AMERICAN CYANAMID COMPANY	アメリカンシアナミド	化学	米国	336